

北海道自転車条例

知っていますか？

北海道では、自転車利用者・歩行者の安全確保を図りながら、自転車の持つメリットを生かし、環境負荷の低減や災害時の交通機能の維持、さらには道民の皆さんの健康増進などを目指して「北海道自転車条例」(平成30年4月1日)が施行されました。

条例では、自転車の安全な利用のため、乗車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険等への加入について規定しています。

【ヘルメットの着用】

- ◎自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。
- ◎事業者の方は従業員等へのヘルメット着用を推奨しましょう。



自転車利用者の
努力義務です!

【自転車損害賠償 保険等への加入】

- ◎万が一の事故に備え自転車損害賠償保険等へ加入しましょう。
- ◎自転車貸付業者等は、自転車へ保険等への加入が義務化されています。

もし自転車事故の
加害者になってしまったら
1億円が必要に!?



夜間、小学生男児が帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性と正面衝突。女性は意識が戻らない状態。

損害賠償額 **9,521万円**

自転車損害賠償保険への加入は

インターネット・コンビニエンスストアでも簡単に手続きできます。また、自動車保険等の特約にもあります。



詳しくは
北海道庁HPへ

